

瀬戸市立図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 1 2 月 1 6 日

瀬戸市教育委員会

委員長 刑部 祐介

教育委員会規則第 3 号

瀬戸市立図書館規則の一部を改正する規則

瀬戸市立図書館規則（昭和 62 年瀬戸市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
別表（第 9 条関係） <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">地域</th></tr></thead><tbody><tr><td>愛知県</td><td>名古屋市守山区、春日井市、豊田市、尾張旭市、豊明市、日進市、<u>長久手市、愛知郡東郷町</u></td></tr><tr><td>岐阜県</td><td>&lt;省略&gt;</td></tr></tbody></table>	地域		愛知県	名古屋市守山区、春日井市、豊田市、尾張旭市、豊明市、日進市、 <u>長久手市、愛知郡東郷町</u>	岐阜県	<省略>	別表（第 9 条関係） <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">地域</th></tr></thead><tbody><tr><td>愛知県</td><td>名古屋市守山区、春日井市、豊田市、尾張旭市、豊明市、日進市、<u>愛知郡東郷町、同郡長久手町</u></td></tr><tr><td>岐阜県</td><td>&lt;省略&gt;</td></tr></tbody></table>	地域		愛知県	名古屋市守山区、春日井市、豊田市、尾張旭市、豊明市、日進市、 <u>愛知郡東郷町、同郡長久手町</u>	岐阜県	<省略>
地域													
愛知県	名古屋市守山区、春日井市、豊田市、尾張旭市、豊明市、日進市、 <u>長久手市、愛知郡東郷町</u>												
岐阜県	<省略>												
地域													
愛知県	名古屋市守山区、春日井市、豊田市、尾張旭市、豊明市、日進市、 <u>愛知郡東郷町、同郡長久手町</u>												
岐阜県	<省略>												

附 則

この規則は、平成 24 年 1 月 4 日から施行する。